

令和 8 年 6 月 定例会 一般質問

通告 6

質問 災害時要援護者に実効ある対応体制の構築を

答弁 御近所で助け合えるよう取り組んでまいります

15 番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村康弘でございます。災害時要援護者に実効ある対応体制の構築をということで、今回は質問をさせていただきます。

30 年以内に必ずやってくると言われる千島海溝巨大地震ですが、このような大災害に必ず襲われることを想定して日頃からの訓練が行われています。

一方で、地域の独居の高齢者や障がいを持っている方々に対する援護体制は、どれほど実効のあるものになっているのでしょうか。

実際に巨大地震が起り通信が途絶している状況下にあつて、室内の家具が倒れたり、開口部が変形したりした際に屋外に出ることが不可能になり、余震が続き、火災も発生しているような非常事態を想定いたしますと、最後は御近所による助け合い、いわゆる共助が発動されなければならないと考えますが、その実態はいかかなことになっていきますでしょうか。

周りはみんな高齢者で自分のことだけで精いっぱい、そんな状況下においてあてにできるのは、地域に住まう若者たちであるはずですが、この人たちに共助の呼びかけは届いているのでしょうか。

地域の組織といえば町内会なのですが、この加入率は昨年 12 月末現在 32% 以下で、私の所属している町内会は 240 戸あった会員が今は 100 戸そこそこであります。集め得る町内会費も激減する中、会館の維持費などは増えることはあっても減ることはありません。

結果として、町内会が単独で行う事業も減らさざるを得ず、老人クラブやふれあいサロンの助成を減額しなくてはという議論になってきています。

このような状況下、災害時要援護者台帳の取り扱いについての議論がされます。共助の基礎としての町内会は、この災害時要援護者台帳を受け取り、組織として要援護者に対す



る調査を進め支援する担当者を定め、いざというときの対応をマニュアル化しなければならないという建前は十分分かっているつもりですが、いかんせん人がいません。町内会の役員の大半は高齢者です。自ら支援者に登録する自信はありません。町内会費もありません。

昨年、町内会で災害時の図上演習を行いました。会館を拠点に炊き出しができたらいねという提案があっても、その資材が買えません。町内会として非常用発電機を持って会員の家の冷蔵庫を動かしに行くというアイデアが出て、10万円の支出がままならないのであります。

そして、もし要援護者が町内会会員でなかったらどう対応すべきなのかという議論に行き着いていきます。結果は災害時要援護者台帳を町からお預かりすることはできないという結論になります。共助の基盤となる町内会は、その力を失いつつあると言わざるを得ません。

一方で、地域に住んでいる若者たちは、そのような巨大災害に襲われ、身動きのとれない高齢者や障がい者を放っておくのでしょうか。私はそう思いません。彼らに呼びかけ集まってもらい、そのときに何をなせばよいのか情報を伝え、組織化していくことは必ずできると信じます。それができなければ、被災の程度はどんどんどんどん大きくなります。町内会の加入率は32%以下、この実態を踏まえたとしても、町内会は共助の主体であるとの自覚は持っています。

一方で、道内有数の若者の住む町で、この問題を解決できないはずはないと思っています。例えば消防団はほぼ定数に達しているとお聞きしています。彼らには少ないながらも報酬が支給され、年何度かの訓練もなされています。

イメージとしては町内会単位の消防団のような組織を構築する。そのための費用は町が集めている税金で賄う。そうすると災害時要援護者は、町内会員でなくても支援できることになるのではありませんか。

何とか地域の御近所の底力を再び結集できるような体制を構築して、迫りくる巨大災害に備えましょうと申し上げまして、このたびの質問といたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の災害時要援護者に実効ある対応体制の構築をにつきまして、御答弁申し上げます。

公助に限界がある大規模災害時には、地域の皆様による共助が、いざというときの初動

対応や復旧を支える上で必要不可欠でございます。

本町で整備しております災害時要援護者台帳では、70歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に、町内に親族がおらず支援を希望する方をA登録者、親族がいても支援を希望する方をB登録者として区分をしております。昨年12月現在、対象となる2757世帯のうち約58.8%に当たる1623世帯から回答を得ておりまして、そのうちA登録者が523世帯、B登録者688世帯の合計1211世帯が登録をされております。

しかし、この台帳が町内会へ提供されているのは、全体の約3分の1に当たる15町内会にとどまっております。残る3分の2は地域での支援体制が十分に整っていないなどとの理由から、台帳の提供や活用に至っていないのが現状でございます。

町では広報紙等を通じて制度周知と体制づくりに努めておりますが、災害時の地域支援はボランティアによるものであるため、登録によって支援が保証されているものではありません。

議員御提案の町内会単位で若者を組織化し報酬を支払う消防団のような組織を構築するという考えは、共助の新しい形を模索する上で一つの視点でありまして、その意図は十分に理解はするところであります。

しかし、様々な分野での深刻な担い手不足など解決すべき課題が多く、直ちに新しい組織を構築することは難しい面があると考えております。

そのことから、新たな組織をつくるという枠組みにとらわれず、御近所で助け合える機運醸成のための周知活動や意識啓発などの取り組みをはじめ、関係機関との連携を一層強化し、迅速かつ的確な支援が届くよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

【再質問：松村 康弘 議員】

15番、松村でございます。

この台帳を辞退している町内会の割合というのが、割合というか件数が質問段階でこれほど多いとは私は思いませんでした。受領している町内会が3分の1の15町内会、残る3分の2はこれを返上しているという御答弁でございました。およそ共助の基盤となり得るその限界を踏み越えつつあるのではないかと、このように思うわけでございます。

今般、議員控室に配られましたこの中標津町耐震改修促進計画、この中では標津断層帯による地震モデルとして、震度5.9から6.1の地震が起きたときに、最大で全壊が118軒、半壊が534軒と予定されていることが記述されています。

今のA登録B登録合わせて1211世帯、その中には相当数計画に盛られている耐震が強

化されていない家に住んでいらっしゃる可能性があります。1番そういう意味では、年齢の高い、高齢の弱者の皆さんの家が潰れる可能性があって、それに対して、今、うちの町内会は3分の1しか対応できていないという、こういうことになるわけです。何とかしなくてはならないと考えます。

私は自分の考えられる範囲の中で、一部町税をつぎ込んで、その中で若い人たちに参加してもらい仕組みをつくって、町内会あてに振り充てたらいかがでしょうかという提案をいたしておりますけれども、現在、様々な事由で深刻な担い手不足など解決すべき課題が多く、直ちにはできないと町長はおっしゃいました。それも分からないわけではありません。

しかし、私たちがこの議場において、過去に町内会に前の厚生常任委員会の際の私たちの副議長が代表質問をして、私も町内会に関しての代表質問をいたしております。のぼりをたくさん準備してもらいました。町内会に入ろうという機運のメッセージは飛んでいると思います。

しかしながら、刻々とその実態は劣化して、今に4分の1、25%とか、そういうところに来るんだらうと思います。この状況下にあって、今やれること、新たな組織をつくるという枠組みにとらわれず、御近所で助け合える機運の醸成のための周知活動や意識啓発など実効のある取り組みをいたしますとお答えいただきました。

これをぜひとも目標として数値化してほしいのです。それが2年以内とかに達成できなかったときには、いよいよもって今私が提案するような一部町費をつぎ込んででも対応するシステムみたいなものを私はつくるべきだと思います。

そして、我が中標津町が行っております根室自然の番人のごみ拾いとか植樹祭とか、多くの若い人たちが、私たちの町の呼びかけに対して応えてくれています。

きっとこの災害時要援護者台帳の対応についても、一生懸命働きかければ応えていただけるのではないかと。当初私はそういう人たちにユニホームがあってもいいのかと思いましたけど、それがなければ腕章でもいい。

とにかくその際、非常時の際に町内会に回って歩いて声かけをして、場合によっては家具をどけたりドアを開けたり、そして、中のお年寄りや障がい者の人たちを助け出していく、そういう仕組みは、今これから年度を決めて実現していくべきではないかと考えますけれども、町長いかがでしょうか。

【答弁：町長】

御質問の回答の中でも申し上げましたとおりですね、災害時の要援護者台帳をつくった

ときの部分でございますけども、必ず助けに行くからねという部分でもなくてですね、登録することによって、どこにどういう方が住んでいるかというのをまずは把握しようというのが第1目的でございます。

その次に、それを町内会で知らせることによってですね、そういった方々がいるんですよっていうのを周知するという目的でございます。

さらにそれが発展して、何かあったときには何とかしましょうねということなんですけども、残念ながら、そこまではいききっていないというのが現状でございます。でも御近所のふだんの付き合いから見れば、隣近所にどういう方がいらっしゃるぐらいのことは十分分かっておりますし、それがですね、組織しなければ何もできないんだというのは、ちょっと考え方としては私自身は納得できないと思います。

当然そういった付き合いをしてるからこそですね、何かあれば当然、第一義的には何とかしようと思うのは、御近所の付き合いでございます。そういう付き合いをしっかりと大切にすることによってですね、有事の際には、お互いが助け合うのではないかとというのは大切だと思います。

もちろん、家が崩れたところに入っていった何かをするというのは非常に危険がつきまといますので、そういった場合は別な対策はもちろん必要かと思っておりますけども、いずれにしても、しっかりとした御近所付き合いができるような体制ですね、町内会に入ってもいなくても関係なく、そういった付き合いができるような体制づくりは、今後とも進めてまいりたいと考えております。以上です。

【再々質問：松村 康弘 議員】

15 番、松村でございます。

町長がおっしゃっていることもよく分かります。片方で今回配られました耐震改修促進計画の中には、明確に例えば全壊が 118 棟とか、そういうのが出ております。

それで今の A 登録 B 登録合わせて 1211 台世帯というのも地図の上にプロットできるし、それからこの 118 軒とかという全壊の可能性、それから耐震施策が施されなければならないのが 1300 戸とか、それもこのデータの中にあらわれています。それらのものをプロットしていくと、この家は特に危ないんだということはかなりよく分かる。

そして、私も実際、うちの町内会の中で見てみますと、すごく年数の経った柱のふやけている借家、そこに公営住宅に住まわれないで住んでいらっしゃる高齢の方はいらっしゃいます。そういう方々が、今町長は家が潰れたらとおっしゃいましたけど、実際にこの震度、これだけの大きさの地震が来たときに 118 戸潰れれば、公助はなかなかすぐには機能

しない。どうしても共助の中で今町長がおっしゃったように、それらのものを対応していく力が町内会に求められるんだと思います。

でも、その町内会ではこ入れをしてやらないと、このままではその能力をどんどんどんどん失っていくのではないかという危惧のもとに、このような質問をいたしております。

今は今町長のおっしゃるとおりでも結構でございます。

しかし、この状況がさらに進んでいったときには、もう一步踏み込んだ対応が必要ではないかと考えますけれども、町長この点いかがでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

町内会の入る入らないっていう部分に関しましては、町内会の活動そのものにやはり魅力がないといいますか、必要性がないというふうに感じになっている方がいらっしゃるかと思います。

ちょっと一例で申し訳ないんですけれども、私の兄が札幌におりまして、町内会の組織率が非常に高いんだそうでございます。何かといいますと、札幌市は除雪をするのに周り近所でやらないと1人では当然できないようになってしまっているという、そういった何かが必要があるというのが、入っていないと困るんだという逆にそれがあるもんだから入っているんだという言い方がありまして、中標津町の場合は割とそういうのは少ないんだろうなという気がしておるところでございます。

入っていないから隣近所の付き合いがないかという、そうではないというふうに私は思っております、ですからそういった部分のですね、近所付き合いというのは非常に大切だというのはもちろん分かっておりますので、それと町内会活動がイコールかという私はそうではないと思っておりますので、倒壊したその家の例が出ておりますが、それは場合によってはやはり隣近所で救助できる場合もあるかもしれませんし、できない場合もあるかもしれない。

それはケースバイケースによって発生の度合いが当然違うと思いますので、今申し上げました118棟の危険家屋というのは、どういったところに分布しているのか、そこにどういった方が住んでらっしゃるのかというのは、ちょっと把握はしておりませんが、そういったことも含めてしっかりと把握した上でですね、どういう対応が必要なのかというのは、今後もしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。